

## 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

# グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

## 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

## 具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**

### ★住宅地に立地

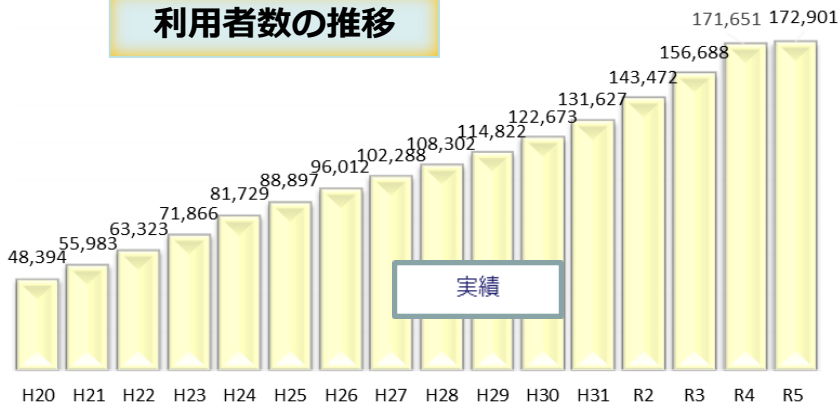
### ★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)



R5.4月実績

## 利用者数の推移



出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（外部サービス利用型）	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
報酬単位	世話人の配置に応じて <b>243単位～114単位</b> 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) <b>96単位～</b>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>667単位～170単位</b>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>1,105単位～252単位</b>
事業所数	1,233事業所	10,631事業所	809事業所 (平成30年4月～)
利用者数	14,913人	146,402人	11,586人 (平成30年4月～)

利用者数合計 172,901人

事業所数・利用者数については、国保連令和5年4月サービス提供分実績

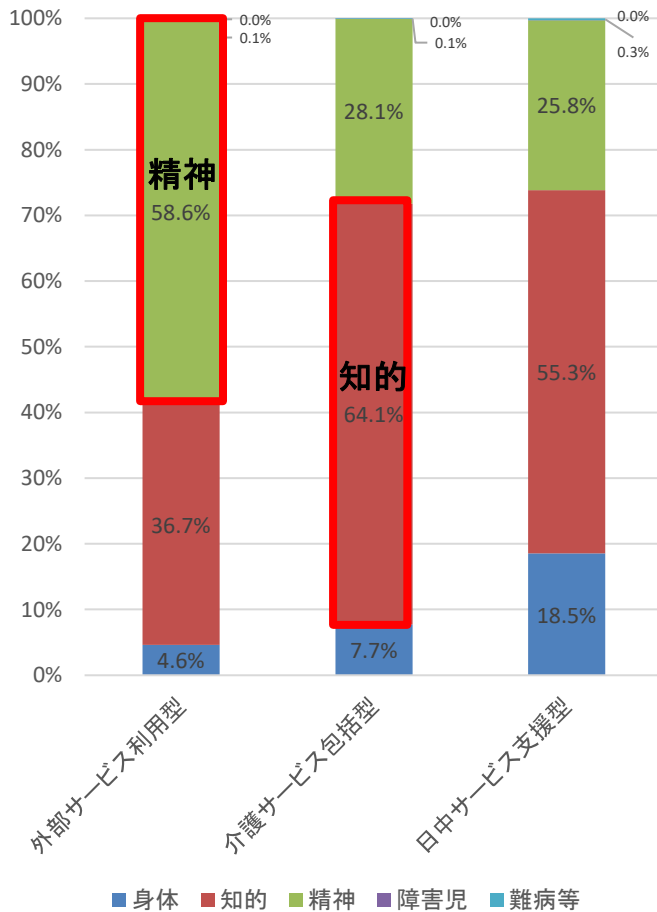
# サービス類型別の利用者の状況

・外部サービス利用型は精神障害者、介護サービス包括型は知的障害者が多い  
 ・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

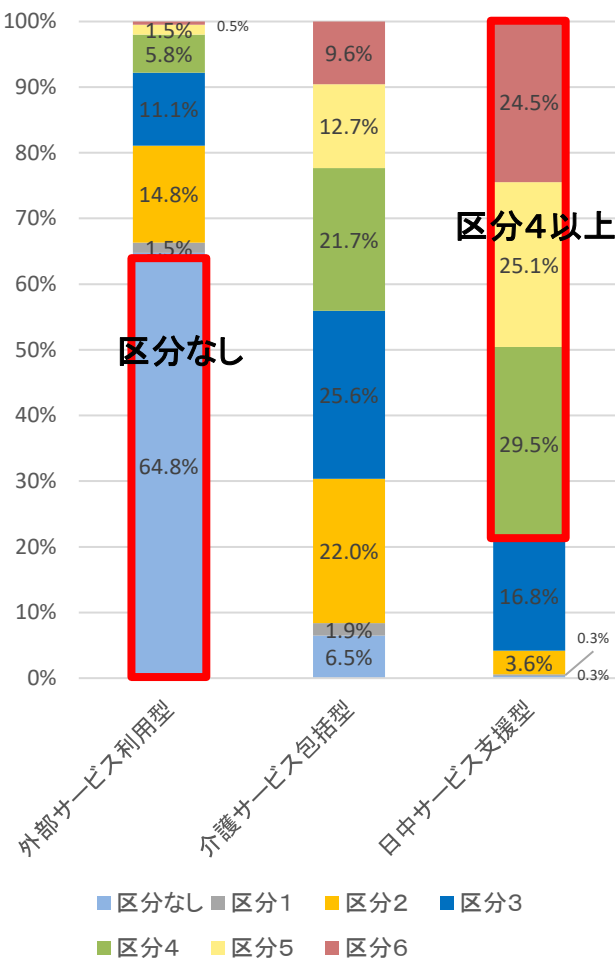
外部サービス利用型は区分なしが多く、日中サービス支援型は区分4以上が多い

類型別の年齢に大きな偏りはない

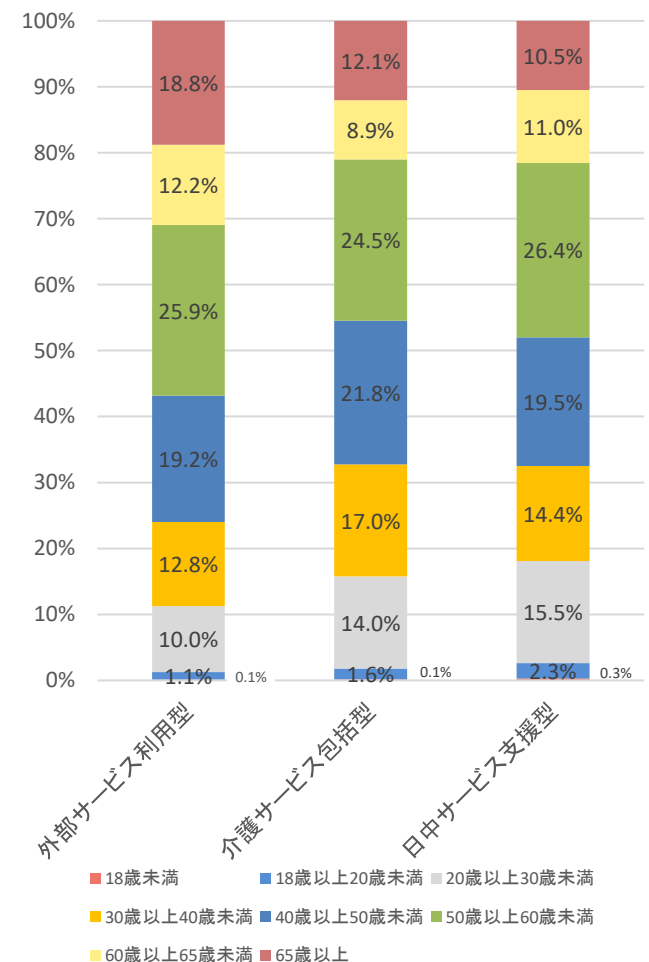
## 障害種別



## 支援区分別



## 年齢別



※出典: 令和5年4月国保連データ

# 共同生活援助(外部サービス利用型)の概要

## ○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)  
(4:1~6:1、10:1)
- ※ 介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

## ○ 報酬単価(令和3年4月~)

### ■ 基本報酬

世話人 4:1 [243単位] ~ 世話人10:1 [114単位]

※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位~]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合  
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
- (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
- (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

#### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

#### 精神障害者地域移行特別加算

- 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

## ○ 事業所数

1,233 (国保連令和 5年 4月実績)

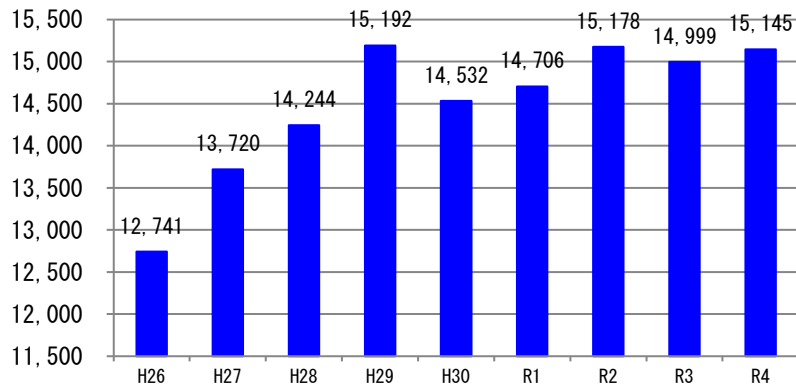
## ○ 利用者数

14,913 (国保連令和 5年 4月実績)

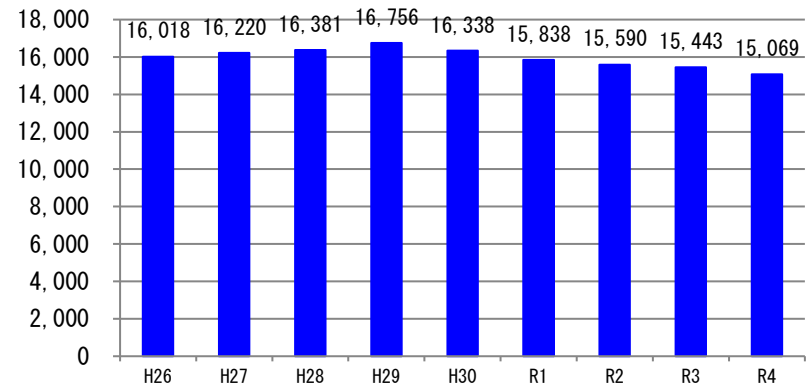
# 共同生活援助(外部サービス利用型)の現状①

- 令和4年度の費用額は約151億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.4%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、毎年度減少している。

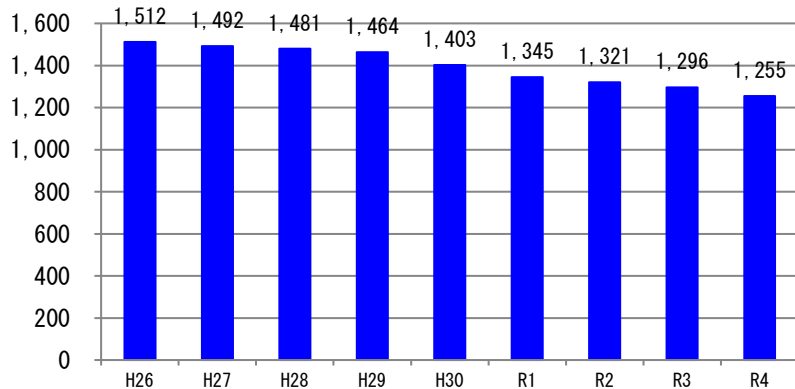
## 費用額の推移(百万円)



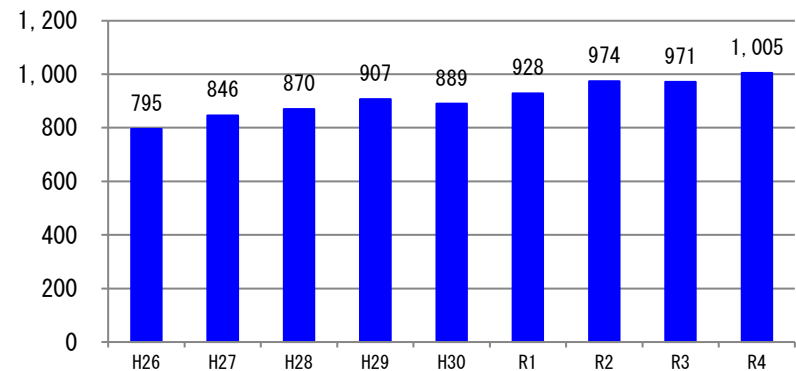
## 利用者数の推移(一月平均(人))



## 事業所数の推移(一月平均(か所))



## 一人当たり事業費(千円)



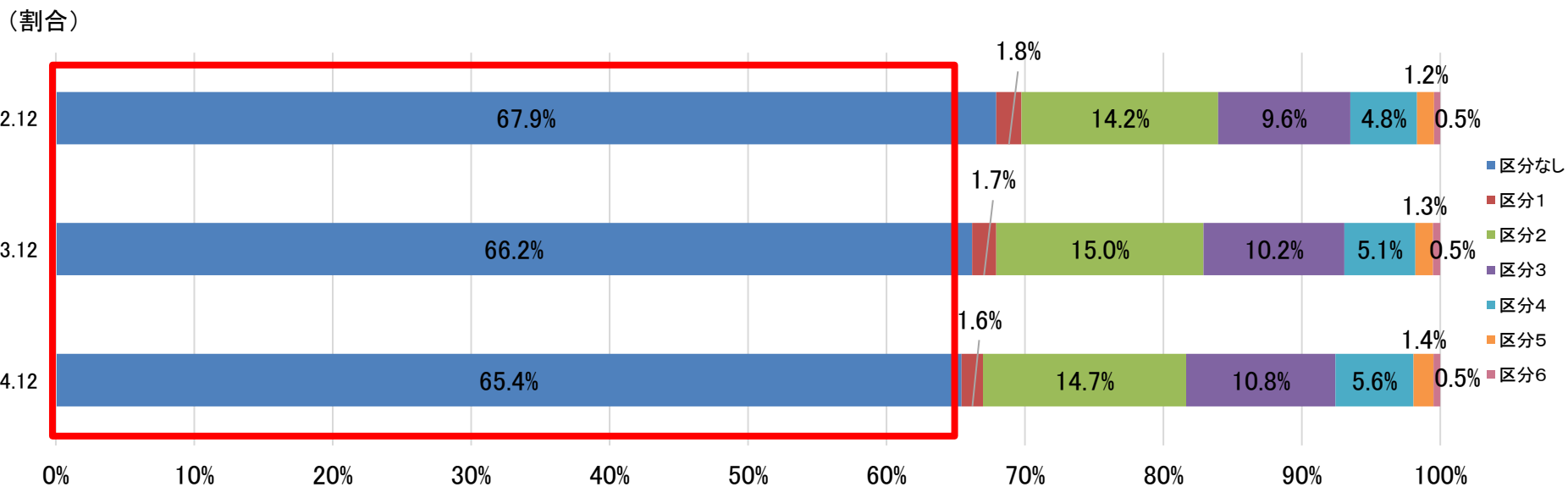
※出典:国保連データ

## 共同生活援助(外部サービス利用型)の現状②

- 区分なしの利用者が約6割以上を占めている。
- 区分なし～区分2の利用者が減少傾向にある。

### ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
R2.12	15,608人	10,603人	284人	2,217人	1,491人	752人	190人	71人
R3.12	15,404人	10,194人	268人	2,306人	1,568人	791人	195人	82人
R4.12	14,900人	9,748人	231人	2,186人	1,607人	840人	215人	73人

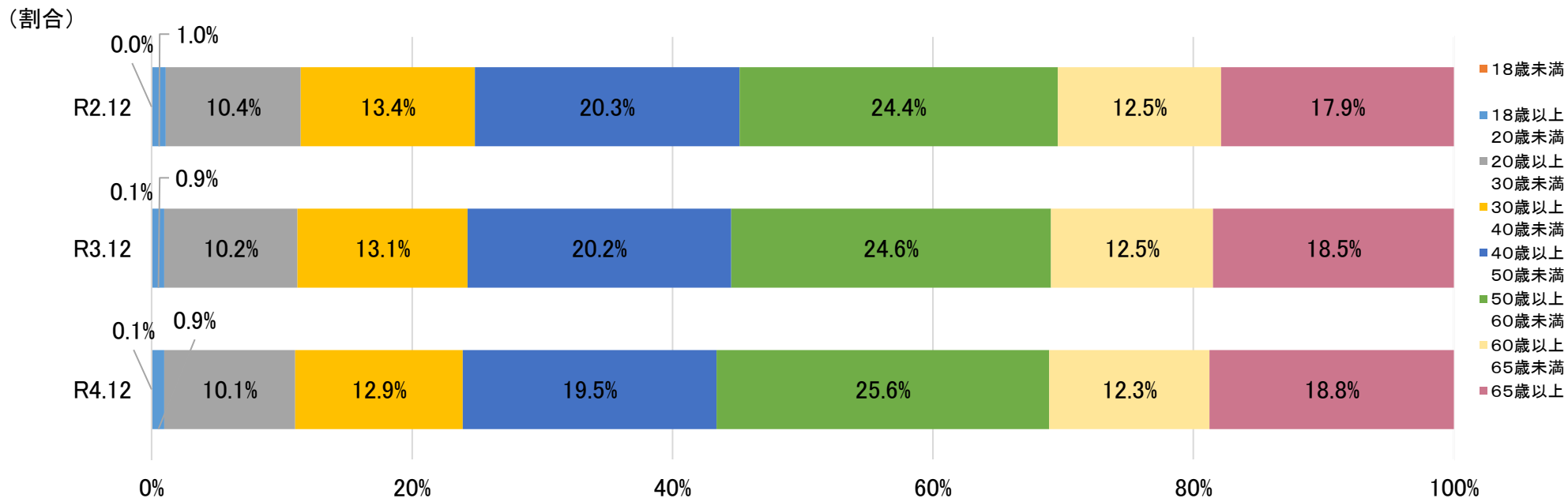


# 共同生活援助(外部サービス利用型)の現状③

○ 全ての年代において利用者が減少傾向にある。

## ○障害支援区別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	15,608人	7人	163人	1,618人	2,086人	3,171人	3,815人	1,958人	2,790人
R3.12	15,404人	9人	140人	1,576人	2,013人	3,117人	3,783人	1,918人	2,848人
R4.12	14,900人	9人	134人	1,500人	1,916人	2,905人	3,807人	1,832人	2,797人



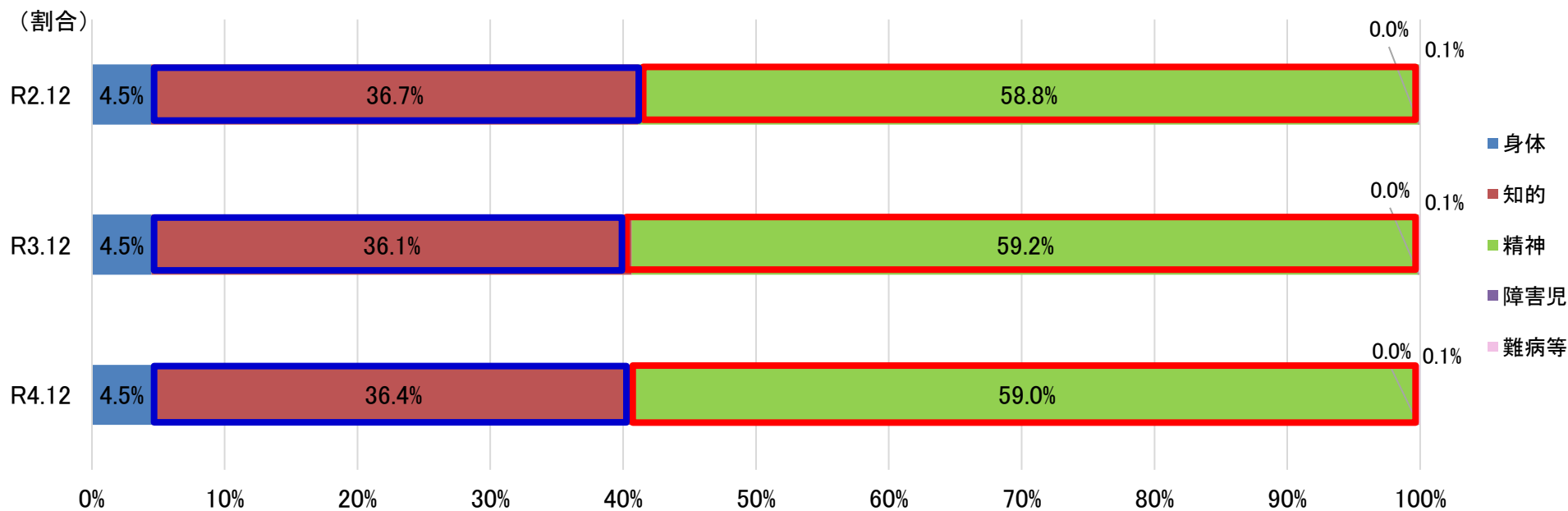
※出典: 国保連データ

## 共同生活援助(外部サービス利用型)の現状④

- 精神障害者の利用割合が約6割を占めている。
- 知的障害者の利用割合が3割以上を占めている。

### ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	15,608人	697人	5,725人	9,174人	2人	10人
R3.12	15,404人	694人	5,567人	9,125人	4人	14人
R4.12	14,900人	673人	5,421人	8,787人	2人	17人



※出典: 国保連データ



# 共同生活援助(介護サービス包括型)の概要

## ○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上 (4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価(令和3年4月~)

### ■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [667単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [170単位]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

- (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合  
区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位
- (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位
- (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
  - (Ⅴ)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
  - (Ⅵ)宿直職員を追加配置する場合 30単位

#### 重度障害者支援加算

- (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
- (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

#### 日中支援加算

- (Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

#### 医療的ケア対応支援加算

- 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位

#### 強度行動障害者体験利用加算

- 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合であつて、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

## ○ 事業所数

10,631(国保連令和 5年 4月実績)

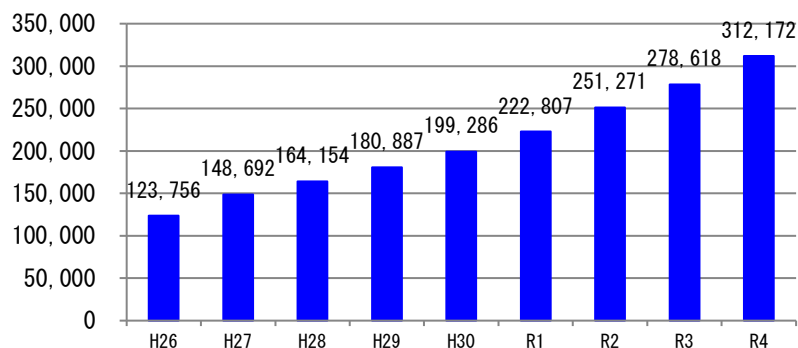
## ○ 利用者数

146,402(国保連令和 5年 4月実績)

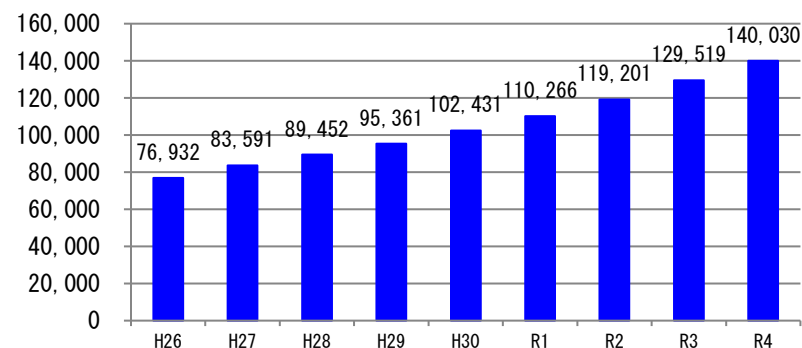
# 共同生活援助(介護サービス包括型)の現状①

- 令和4年度の費用額は約3,121億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の9.1%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

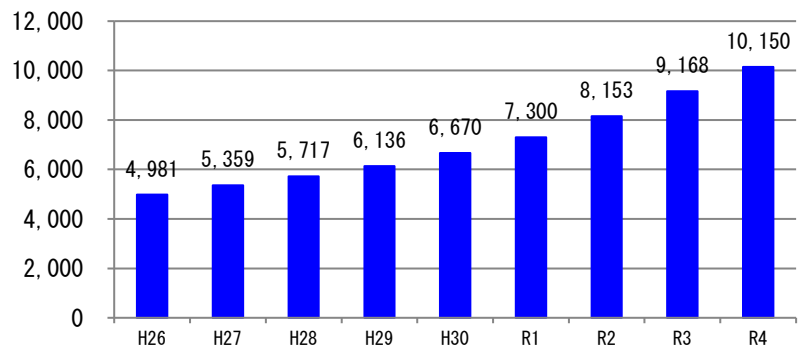
## 費用額の推移(百万円)



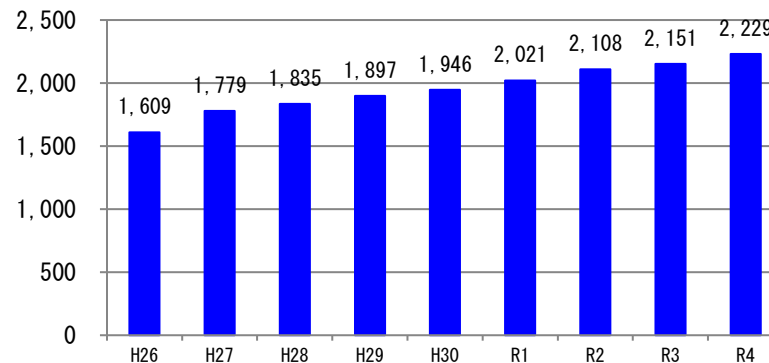
## 利用者数の推移(一月平均(人))



## 事業所数の推移(一月平均(か所))



## 一人当たり事業費(千円)

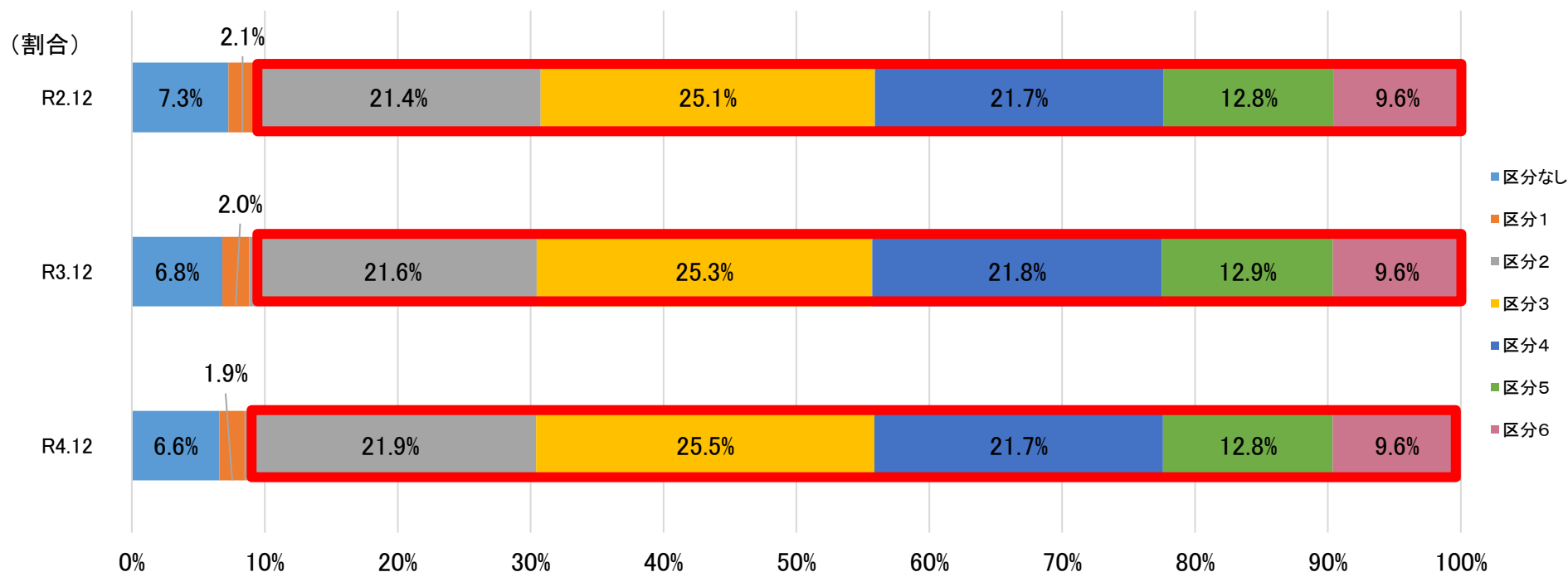


## 共同生活援助(介護サービス包括型)の現状②

○ 全ての区分において利用者が増加している。

### ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
R2.12	121,238人	8,816人	2,537人	25,937人	30,484人	26,317人	15,566人	11,581人
R3.12	132,040人	8,974人	2,669人	28,567人	33,342人	28,765人	17,009人	12,714人
R4.12	142,323人	9,384人	2,685人	31,209人	36,242人	30,903人	18,171人	13,729人



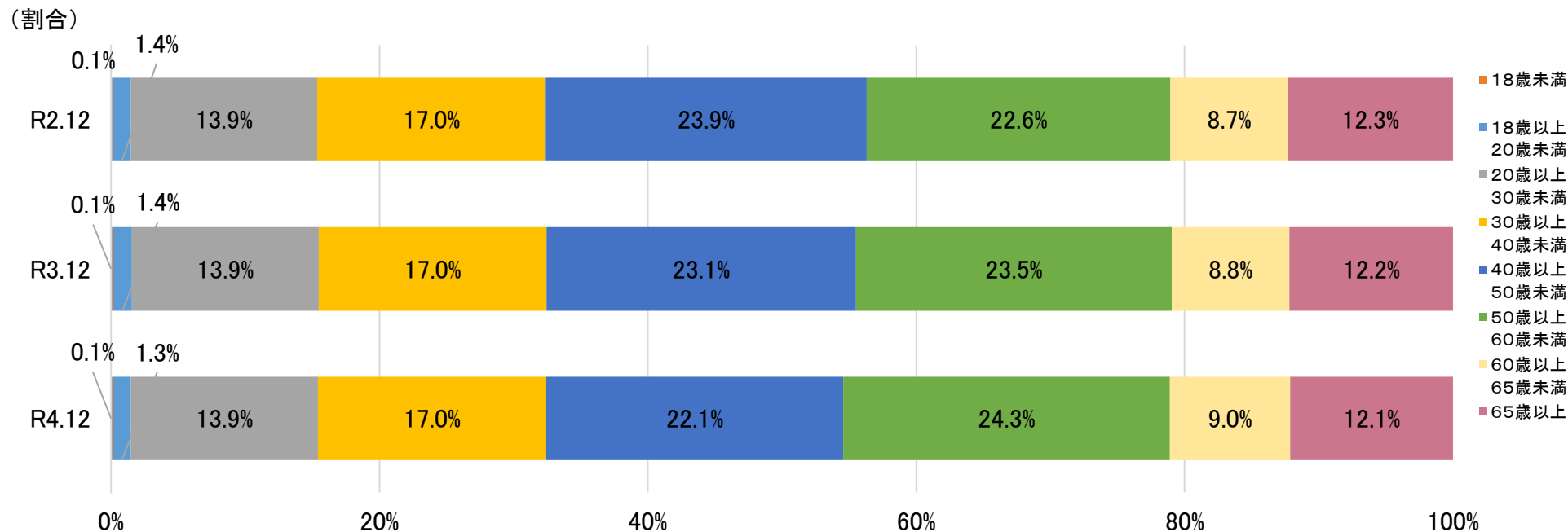
※出典: 国保連データ

# 共同生活援助(介護サービス包括型)の現状③

○ 全ての年代において利用者が増加している。

## ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	121,238人	131人	1,671人	16,817人	20,660人	28,985人	27,443人	10,593人	14,938人
R3.12	132,040人	183人	1,872人	18,386人	22,406人	30,446人	31,068人	11,578人	16,101人
R4.12	142,323人	191人	1,909人	19,848人	24,220人	31,488人	34,637人	12,752人	17,278人

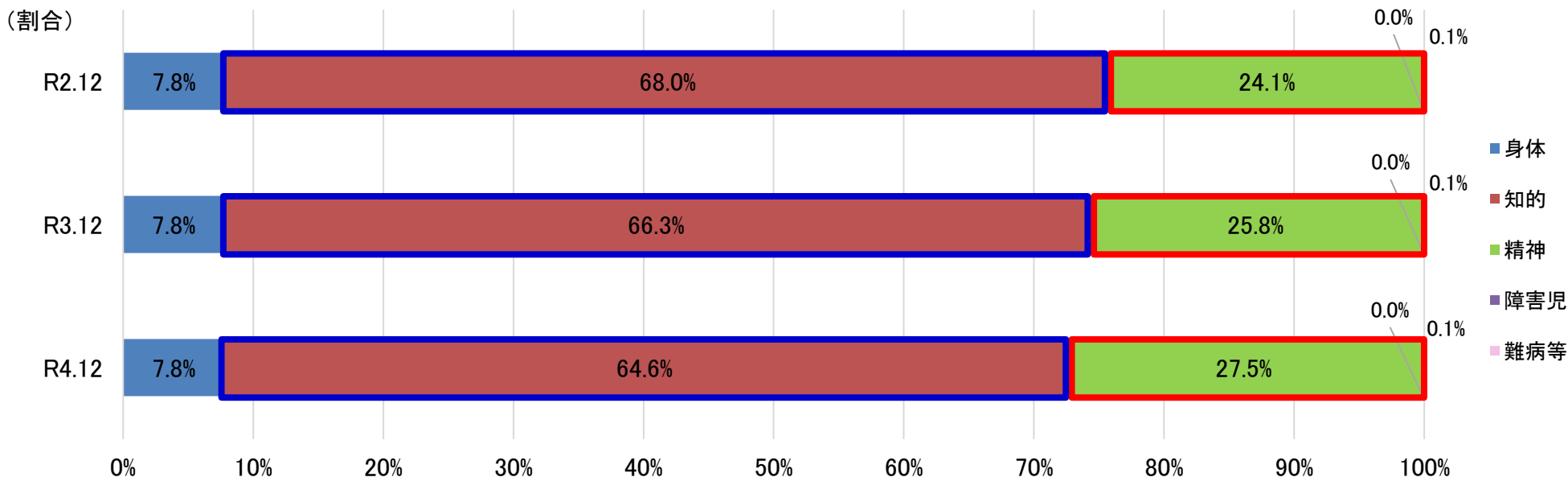


## 共同生活援助(介護サービス包括型)の現状④

- 知的障害者の利用割合が約6割を占めている。
- 精神障害者の増加率が大きくなっている。
- 全ての障害種別で利用者数が増加している。

### ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	121,238人	9,500人	82,475人	29,180人	12人	71人
R3.12	132,040人	10,293人	87,600人	34,036人	13人	98人
R4.12	142,323人	11,101人	91,871人	39,204人	18人	129人



# 共同生活援助(日中サービス支援型)の概要

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施 (昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上 (3:1~5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価 (令和3年4月~)

### ■ 基本報酬

GHIにおいて日中支援を実施した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位]	} 1日毎に切替可
日中活動サービス事業所等を利用した場合	世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]	

### ■ 主な加算

<b>夜勤職員加配加算</b> 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位	<b>医療的ケア対応支援加算</b> 医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位
<b>重度障害者支援加算</b> (I)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (II)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位	<b>看護職員配置加算</b> 基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位
<b>精神障害者地域移行特別加算</b> 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位	<b>強度行動障害者体験利用加算</b> 強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

## ○ 事業所数

809 (国保連令和 5年 4月実績)

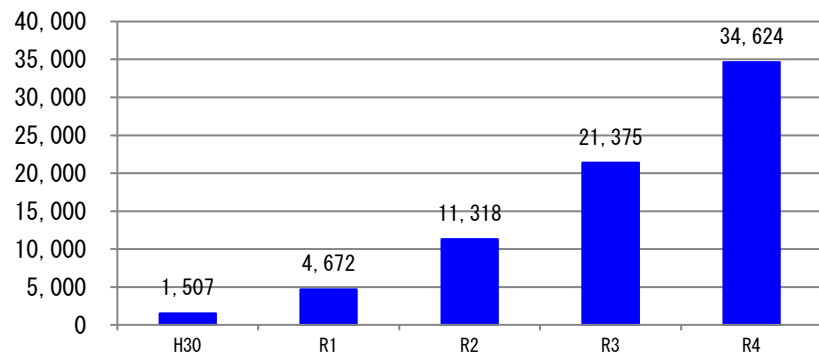
## ○ 利用者数

11,586 (国保連令和 5年 4月実績)

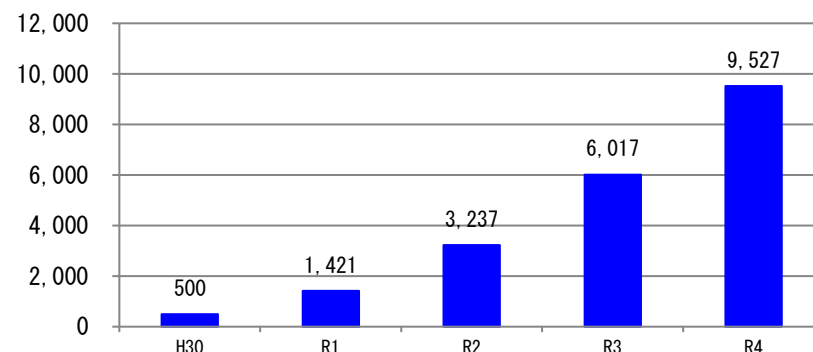
# 共同生活援助(日中サービス支援型)の現状①

- 令和4年度の費用額は約346億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の1.0%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

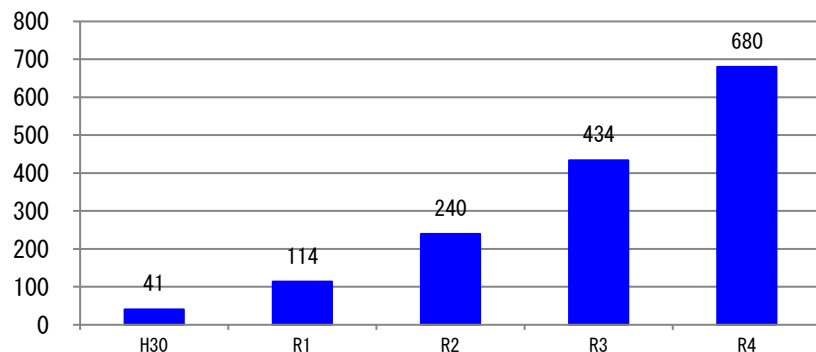
## 費用額の推移(百万円)



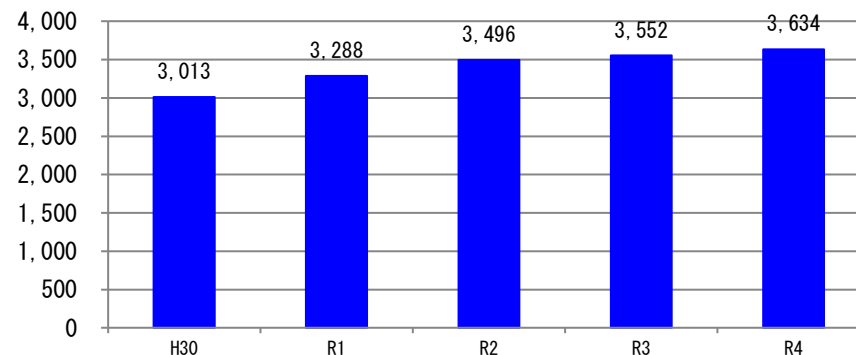
## 利用者数の推移(一月平均(人))



## 事業所数の推移(一月平均(か所))



## 一人当たり事業費(千円)



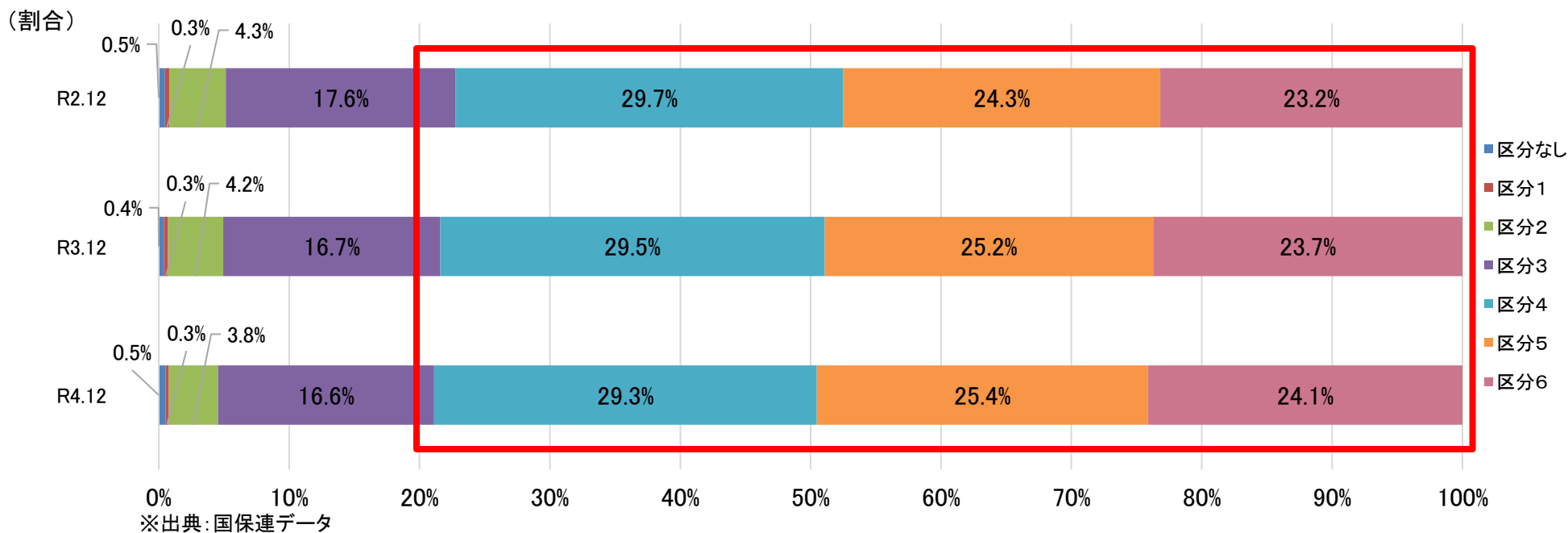
※出典:国保連データ

## 共同生活援助(日中サービス支援型)の現状②

- 区分4以上の利用割合が7割以上を占めている。
- 全ての区分において利用者数が増加している。

### ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
R2.12	3,752人	18人	12人	163人	661人	1,116人	912人	870人
R3.12	6,743人	27人	21人	285人	1,123人	1,988人	1,699人	1,600人
R4.12	10,242人	52人	27人	386人	1,698人	3,006人	2,602人	2,471人



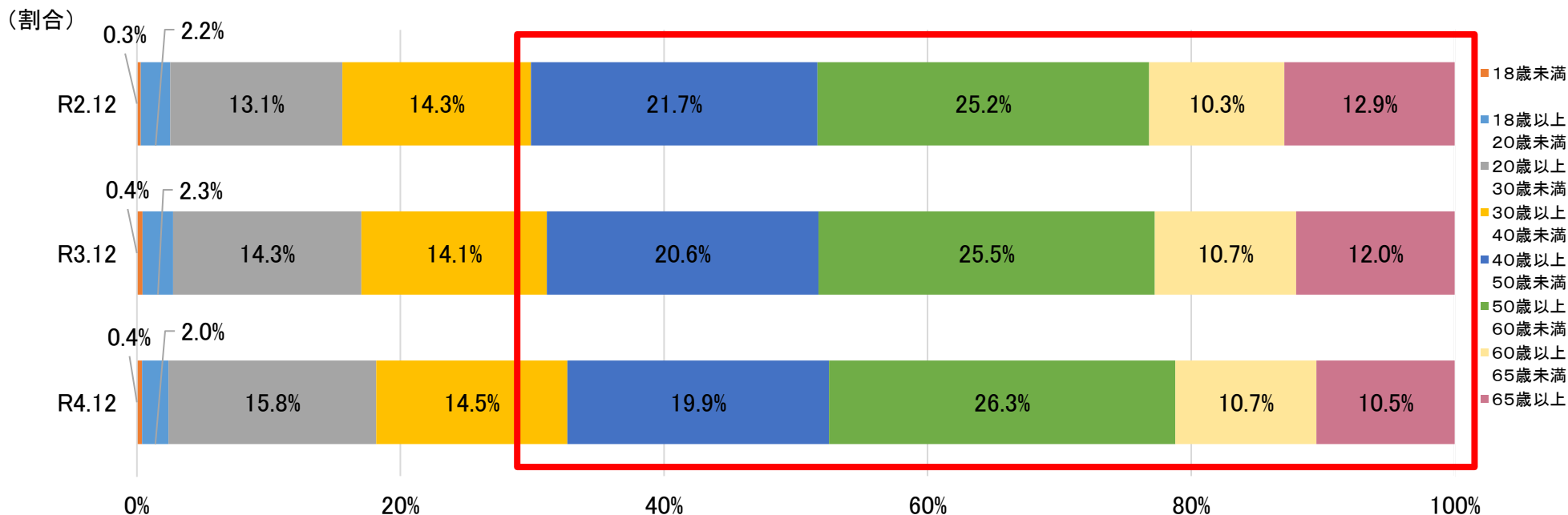


# 共同生活援助(日中サービス支援型)の現状③

- 40歳以上の利用割合が6割以上を占めている。
- 全ての年代において利用者数が増加している。

## ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	3,752人	11人	84人	490人	537人	816人	944人	385人	485人
R3.12	6,743人	29人	156人	964人	949人	1,390人	1,720人	724人	811人
R4.12	10,242人	40人	206人	1,614人	1,486人	2,034人	2,691人	1,096人	1,075人

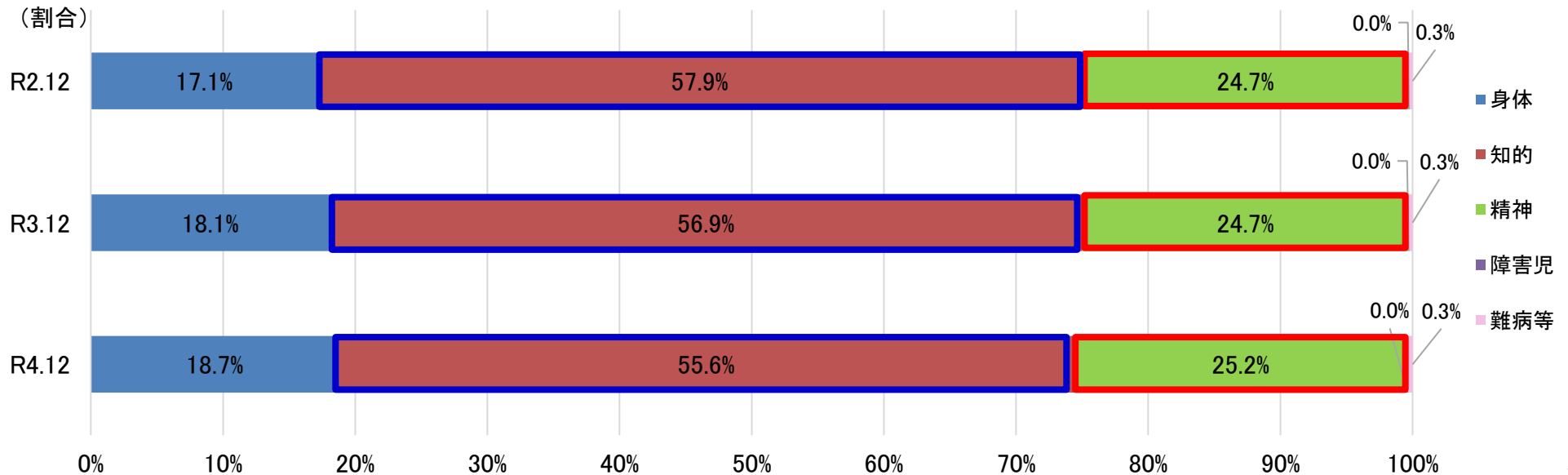


# 共同生活援助(日中サービス支援型)の現状④

- 知的障害者の利用割合が約6割を占めている。
- 精神障害者の利用割合が2割以上を占めている。

## ○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	3,752人	643人	2,171人	927人	1人	10人
R3.12	6,743人	1,218人	3,840人	1,664人	2人	19人
R4.12	10,242人	1,920人	5,697人	2,586人	4人	35人



※出典: 国保連データ

# 共同生活援助に係る論点

- 論点 1 グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について
- 論点 2 支援の実態に応じた報酬の見直し等について
- 論点 3 グループホームにおける食材料費等の取扱いについて

# 【論点1】グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について①

## 現状・課題

- 近年、共同生活援助の利用者は増加しており、その中には、共同生活援助事業所（グループホーム）での生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。障害者総合支援法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化された。
- 令和3年度に実施した全国調査によると、回答のあったグループホーム利用者約2,400人のうち「将来一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたい」と回答した者は約45%（約1,100人）であった。
- 障害者部会報告書においても、現行のグループホーム上の制度上、一人暮らし等に向けた支援について、退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの調整等を行った場合の自立生活支援加算などの仕組みがあるが、
  - ・ グループホームの事業者が退居後に一人暮らし等の地域生活の定着に向けた見守りや相談等の支援を一定期間実施できるよう、退居後における見守りや相談等の支援についての報酬上の評価を検討すべきである。
  - ・ 障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準（省令）において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。との指摘があった。

# 【論点1】グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について②

## 検討の方向性

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価することを検討してはどうか。

その際、利用者の意思の表明後に、サービス担当者会議において利用者の意思を本人を中心とした支援チームで共有し、退居に向けた支援を実施した場合の評価の見直し、一人暮らし等に向けた住居の確保のための居住支援法人や居住支援協議会等との連携についての評価を検討してはどうか。

- 共同生活援助の入居前から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中的な支援の実施を可能とし、かつ、事業所の柔軟な運営に資するため、既存の種類の枠内において、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みも選択肢として設けることを検討してはどうか。

その際、共同生活住居を単位として以下の支援を実施することを公表した上で、一定の期間において集中的な支援を実施する事業所を評価することを検討してはどうか。

- ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスに関わること。
- ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施すること。
- ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うこと。

# グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

## 現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

## 見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

## 見直しのイメージ

### 現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



### 一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

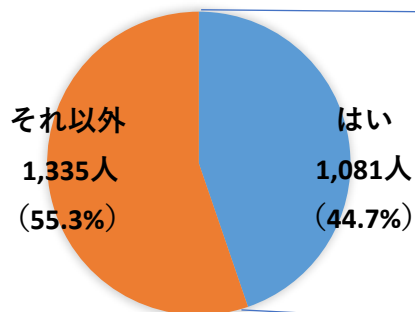


#### 支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

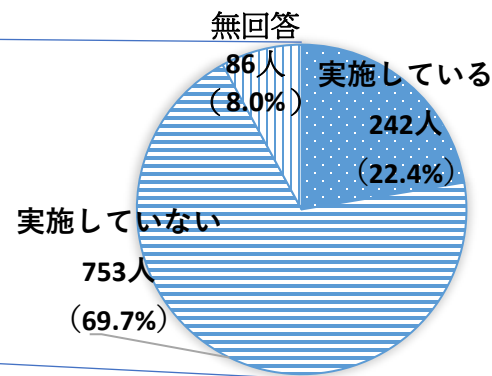
GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

将来、一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたいか  
n=2,416人

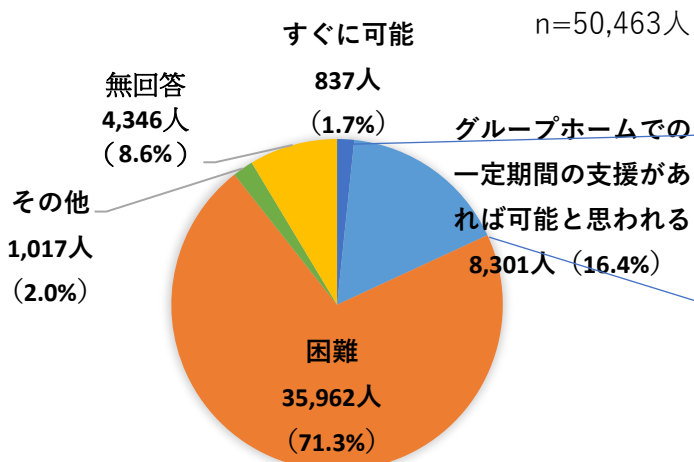


※「はい1,081人」は、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか」または「将来、グループホームを出てパートナー(友だちや恋人)と暮らしてみたいか」のいずれかの質問において「はい」と回答した者の合計

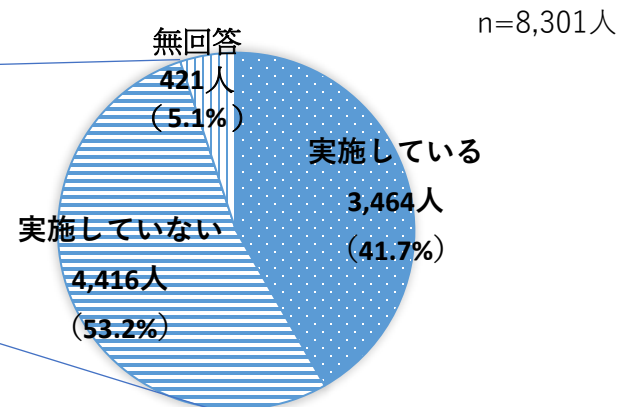
将来、一人暮らしまたはパートナーとの暮らしを希望する者への一人暮らし等に向けた支援の実施  
n=1,081人



一人暮らし等の実現可能性(事業所職員の見立て)  
n=50,463人



一定期間の支援があれば可能と思われる者への一人暮らし等に向けた支援の実施  
n=8,301人



## 自立生活支援加算

	自立生活支援加算
単位数	500単位／回(入居中2回、退居後1回を限度)
対象者	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者 (利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)
算定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合</li> <li>○ 当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合</li> </ul> ※ 当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等は、加算しない。

(令和5年4月分実績)

	算定回数	費用額(円)	利用者数	事業所数
介護サービス包括型	95	501,000	61	54
外部サービス利用型	16	82,800	7	5



# グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援(移行支援住居)

- 共同生活援助を一定期間利用した後に一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居単位での支援の仕組み(移行支援住居)
  - ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスへの関与
  - ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施
  - ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行う

## A指定共同生活援助事業所

\* 介護サービス包括型又は外部サービス利用型が対象



管理者



A指定共同生活援助事業所  
共同生活住居(a)  
\* 利用期間は本人の状況による



A指定共同生活援助事業所  
共同生活住居(b)  
\* 利用期間は本人の状況による



A指定共同生活援助事業所  
共同生活住居(c)  
\* 利用期間は本人の状況による



サービス管理責任者



世話人



生活支援員



### A指定共同生活援助 移行支援住居

\* 利用者の希望する生活の実現に向けて一定期間の支援を実施



\* 7人以下を想定



サービス管理責任者: 社会福祉士・精神保健福祉士



障害者ピアサポート研修修了者

## 【論点2】 支援の実態に応じた報酬の見直し等について①

### 現状・課題

(支援の実態に応じた報酬の見直し)

- 共同生活援助における従業者の人員配置基準は、常勤換算方法により算出された人員数を配置する仕組みとされている。その上で、共同生活援助の基本報酬は、地域の中での少人数単位の支援を評価する観点から、世話人の配置基準に応じた報酬体系となっている。
- 今年度実施された財務省の予算執行調査において、「各事業所が任意に定める週所定労働時間によって、報酬を得るために必要なサービス提供時間が左右される実態に鑑み、サービス提供時間の実態やそのコストを適切に反映する報酬体系に見直すべき。」との指摘があった。
- 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の調査結果では、共同生活援助における入居者の平均障害支援区分別の収支差率は、一部の支援区分で平均を比較的大きく上回っている。
- 利用者の心身の状況等により外部の日中サービスの利用等ができないときに、共同生活援助の従業者が日中に支援を行った場合に日中支援加算が算定できるが、支援を行った日が月に3日以上ある場合に3日目以降の期間のみが対象とされているため、支援の実態に応じた評価となるよう見直すべきとの指摘があった。

## 【論点2】 支援の実態に応じた報酬の見直し等について②

### 現状・課題

(共同生活援助における支援の質の確保)

- 障害者部会報告書において、「障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される」との指摘があった。
- 共同生活援助の支援の質に関しては、予算執行調査において、「グループホームにおける障害者の特性に応じた具体的な支援の在り方や基準を示すべき。また、障害者の特性に応じた支援内容や支援の質を踏まえて、報酬体系を見直すべき。」との指摘があった。
- また、障害者部会報告書において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。」との指摘があった。

(個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

- 重度障害者向けの個人単位の居宅介護等の利用については、今年度末までの特例的取扱いとなっている。予算執行調査において、「特例措置利用時のグループホームの報酬が、特例措置の利用時間に応じた報酬体系となっていないことから、特例措置の利用時間の実態を適切に反映する報酬体系に見直すべき。」との指摘があった。

## 【論点2】 支援の実態に応じた報酬の見直し等について③

### 現状・課題

(地域の実態を踏まえた事業所指定)

- 本年5月11日の財政制度等審議会財政制度分科会において、「地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うため、総量規制の対象拡大を検討するなど、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。」との指摘があった。
- 総量規制も含めた事業所指定については、障害者総合支援法の改正により令和6年度から施行される都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが導入された。現在、各自治体において、本年5月に示された国の基本指針に基づき、次期障害福祉計画（令和6年度～8年度）の策定中である。

### 検討の方向性

(支援の実態に応じた報酬の見直し)

- サービスの支援内容の実態や収支状況を適切に反映するため、障害支援区分ごとの基本報酬について、支援内容や収支状況の調査結果を踏まえた見直しを行いつつ、サービス提供時間の実態に応じた報酬へと見直すことを検討してはどうか。
- 配置基準を超えて人員を配置した上で、心身の状況等により日中サービスを利用できない入居者へ日中の支援を実施した場合の評価を設けているところであるが、支援の実態に応じて、支援を提供した初日から評価を行うなどの見直しを検討してはどうか。

## 【論点2】 支援の実態に応じた報酬の見直し等について④

### 検討の方向性

(共同生活援助における支援の質の確保)

- 共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組の導入を検討してはどうか。
- さらに、グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していくこととしてはどうか。

(個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

- 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いの延長を検討してはどうか。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じた見直しを検討してはどうか。

(地域の実態を踏まえた事業所指定)

- 地域の実態を踏まえた事業所指定の在り方については、総量規制の在り方も含めて、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について引き続き検討していくこととしてはどうか。

## 財務省 令和5年度予算執行調査（共同生活援助）の調査結果①

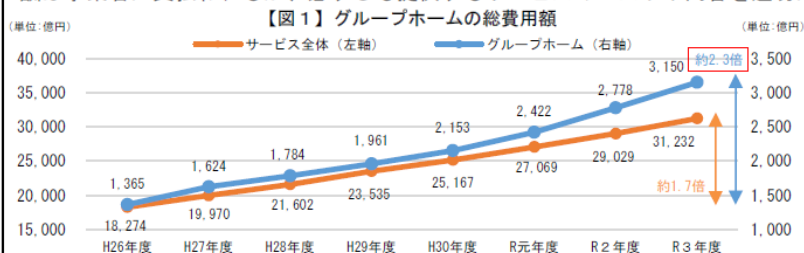
1/3

総括調査票							
調査事案名	(15) 障害福祉サービス（共同生活援助）			調査対象 予算額	令和4年度：1,385,866百万円の内数 (参考 令和5年度：1,472,806百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害者自立支援給付費負担金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

## 【事案の概要】

共同生活援助（以下「グループホーム」という。）の総費用額は、障害福祉サービス全体の費用の伸びを上回って増加している。その収支差率は、全サービス平均より高く、近年は営利法人が多数参入している。社会保障審議会障害者部会報告書においては、「グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。」と指摘されている。障害福祉サービスの報酬は事業者を支払われるが、必ずしも提供するサービスのコストや内容を適切に反映したものになっていないおそれがある。【図1～3】

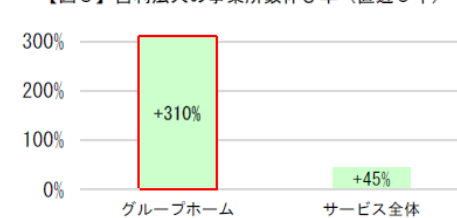


【図2】グループホームの収支差率

サービスの種類	令和3年度決算
介護サービス包括型	5.8%
うち営利法人	15.6%
日中サービス支援型	6.9%
外部サービス利用型	8.1%
全サービス平均	5.1%

【参照】令和4年障害福祉サービス等経営概況調査

【図3】営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



(1) グループホームは、主に夜間において、住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を、居住する障害者の特性に応じて支援するサービスとされているが、具体的な支援内容についての明確な基準がない。

(2) 基本報酬が支援内容に応じた報酬体系となっておらず、サービス提供時間数に基づく報酬体系となっているが、そのサービス提供時間数が、事業所が就業規則で任意に設定可能な「常勤勤務者が一週間に勤務すべき時間数」（以下「週所定労働時間」という。）に基づき算出される。【表1、2】

【表1】グループホームの報酬（例：介護サービス包括型）

算定要件	障害支援区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
世話人（4：1以上）	667単位/日	552単位/日	471単位/日	381単位/日	292単位/日	243単位/日
世話人（5：1以上）	616単位/日	500単位/日	421単位/日	331単位/日	243単位/日	198単位/日
世話人（6：1以上）	583単位/日	467単位/日	387単位/日	298単位/日	209単位/日	170単位/日

【表2】サービス提供時間数の考え方

サービス提供時間数＝週所定労働時間（※）×（利用者数÷算定要件）  
 ※事業所が就業規則で任意で設定可能。32時間未満の場合は32時間として扱われる。  
 (例) 利用者数12人、算定要件 世話人（6：1以上）  
 サービス提供時間数 = 40時間 × (利用者数12人÷6) = 80時間

(3) グループホーム内での介護業務について、例外的に、個人が居宅介護等 サービスを利用できる特例措置を認めている。この場合、グループホームの職員に代わり、居宅介護等サービス職員により支援が行われることとなるため、グループホームの報酬を減額しているが、利用時間に応じて減額する報酬体系となっていない。【表3】

【表3】特例措置利用時のグループホームの報酬（例：介護サービス包括型）

算定要件	障害支援区分6	区分5	区分4
世話人（4：1）以上	▲223単位/日	▲154単位/日	▲107単位/日

※ 調査対象事業所のうち約1割程度が特例措置を利用（特例措置適用がない外部サービス利用型を除く）

← 居宅介護サービス等の利用時間数に応じず、グループホームの報酬の減額幅が一定

# 財務省 令和5年度予算執行調査（共同生活援助）の調査結果②

## 総括調査票

調査事業名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

### ②調査の視点

#### 1. グループホームにおける家事提供の内容

○グループホームにおける支援内容の具体的な基準がなく、どのような支援を行うかは、事業所の裁量に委ねられている。

今回の調査では、指定基準で努力義務とされている家事提供に着目し、事業所において支援内容に差異が生じているか検証を行った。

### ③調査結果及びその分析

#### 1. グループホームにおける家事提供の内容

##### (1) 家事提供の内容

グループホームにおける家事提供については、指定基準により、「調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者」と従業者が共同で行うよう努めなければならない」と規定されているが、具体的な支援内容やその頻度の基準はない。

##### (2) 事業所による家事提供の実態

・食事（夜・朝）・洗濯・掃除・買物の家事の提供状況について、事業所によって大きなバラツキがあり、支援の質に違いが見られる。【図4】この傾向は、平均障害支援区分が同一の事業所で比較しても変わらない。【図5】

・週に一度も夜の食事を提供していない事業所は、他の家事も一切提供していない割合が高い。一方で、毎日夜の食事を提供している事業所は、洗濯・掃除・買物も毎日提供している割合が高い。このように、事業所によって、支援の内容や質に大きな偏りが生じている。【図6、7】

・現行の報酬体系は、支援内容にかかわらず同額の報酬であるため、こうした支援の質の差が適切に評価されていない。このため、支援の質が低い方が利益を得やすい構造となっている。

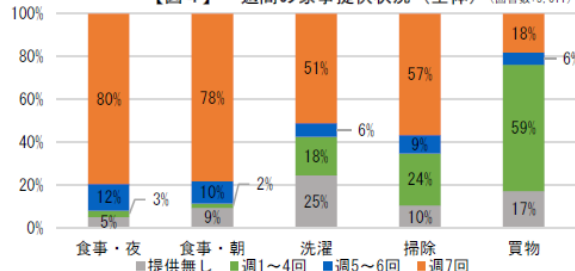
### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 1. グループホームにおける家事提供の内容

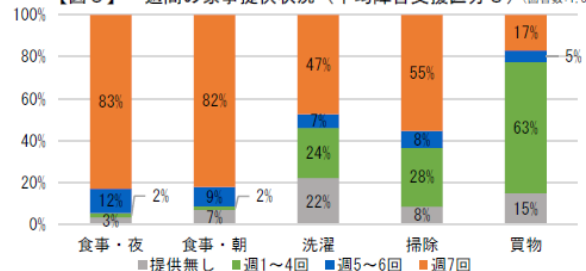
事業所によって支援内容や質にバラツキが大きいことに鑑み、グループホームにおける障害者の方の特性に応じた具体的な支援の在り方や基準を示すべき。

また、障害者の方の特性に応じた支援内容や支援の質を踏まえて、報酬体系を見直すべき。

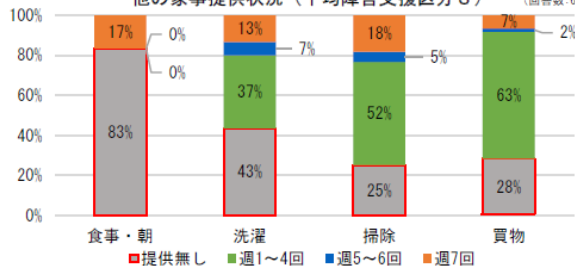
【図4】一週間の家事提供状況（全体）（回答数:5,611）



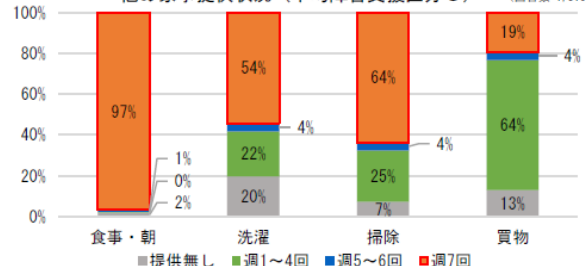
【図5】一週間の家事提供状況（平均障害支援区分3）（回答数:1,827）



【図6】週に1度も夜の食事を提供していない場合の他の家事提供状況（平均障害支援区分3）（回答数:60）



【図7】毎日夜の食事を提供している場合の他の家事提供状況（平均障害支援区分3）（回答数:1,516）



# 財務省 令和5年度予算執行調査（共同生活援助）の調査結果③

## 総括調査票

調査事業名 (15) 障害福祉サービス（共同生活援助）

### ②調査の視点

#### 2. グループホームにおけるサービス提供時間

○報酬を得るために必要なサービス提供時間数は、各事業所が就業規則で任意に定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週所定労働時間に差異が生じているか検証を行った。

○特例措置による居宅介護等サービスの利用について、利用時間に差異が生じているか検証を行った。

【調査対象年度】  
令和4年度

【調査対象先数】  
グループホーム  
: 12,475先  
回答数: 5,611先  
回答率: 45%

### ③調査結果及びその分析

#### 2. グループホームにおけるサービス提供時間

##### (1) 世話人のサービス提供時間

グループホームにおけるサービス提供時間数は、事業所が定める週所定労働時間に基づき算出されるため、週32時間の事業所（週32時間以下の場合は32時間として扱われる）は、週40時間の事業所と比較して8割のサービス提供時間で算定要件を満たすことが可能となっている。【表3】

##### (2) 週所定労働時間の実態

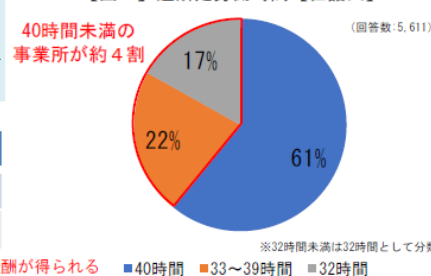
就業規則で定める週所定労働時間にバラツキが認められた。このため、週所定労働時間を32時間などと短く定めている事業所は、少ないサービス提供時間で同額又は高額報酬を得ている可能性がある。【図8】

【表3】世話人のサービス提供時間数が異なる例（利用者が12人の場合）

週所定労働時間	6 : 1以上	5 : 1以上
40時間	40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間	40時間 × (12 ÷ 5) = 96時間
32時間	32時間 × (12 ÷ 6) = 64時間	32時間 × (12 ÷ 5) = 77時間

8割の提供時間で算定要件を満たす 80時間サービス提供すれば上の区分の報酬が得られる ■40時間 ■33~39時間 ■32時間

【図8】週所定労働時間【世話人】



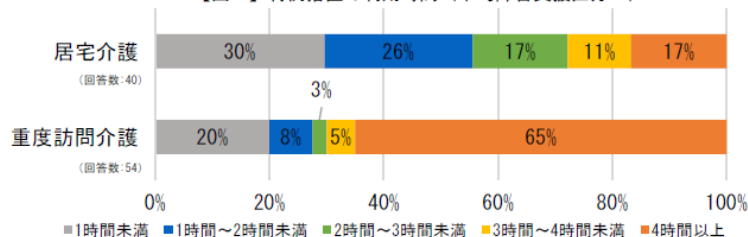
##### (3) 特例措置の内容

グループホームの介護業務について、例外的に、個人が訪問系サービスである居宅介護又は重度訪問介護を利用する特例措置が認められている（外部サービス利用型を除く）が、特例措置の利用時間に応じてグループホームの報酬を減額する報酬体系となっていない。

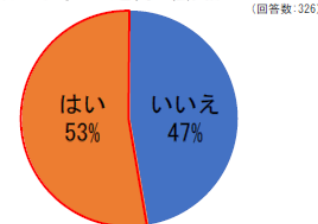
##### (4) 特例措置の実態

平均障害支援区分が同一の事業所で見ても特例措置の利用時間にバラツキが認められた。このため、特例措置の利用時間が長いグループホームほど、職員の負担が軽減されてながらも同額又は高額報酬を得ている可能性がある。また、半数超はグループホームと同一法人が居宅介護等サービスを提供し、二重に報酬を得ている。【図9、10】

【図9】特例措置の利用時間（平均障害支援区分6）



【図10】特例措置上の支援を行う事業所はグループホームと同一法人か



### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 2. グループホームにおけるサービス提供時間

各事業所が任意に定める週所定労働時間によって、報酬を得るために必要なサービス提供時間が左右される実態に鑑み、サービス提供時間の実態やそのコストを適切に反映する報酬体系に見直すべき。

特例措置利用時のグループホームの報酬が、特例措置の利用時間に応じた報酬体系となっていないことから、特例措置の利用時間の実態を適切に反映する報酬体系に見直すべき。また、同一の法人が二重に報酬を得ている例があることも踏まえ、特例措置の在り方についても検討すべき。



## 共同生活援助の基本報酬について

○ 共同生活援助サービス費は、世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定される。

区分	算定要件 (常勤換算)	障害支援区分						利用者数
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下	
共同生活援助サービス費(I)	世話人の配置 (4:1以上)	667単位／ 日	552単位／ 日	471単位／ 日	381単位／ 日	292単位／ 日	243単位 ／日	78,171 (74%)
共同生活援助サービス費(II)	世話人の配置 (5:1以上)	616単位／ 日	500単位／ 日	421単位／ 日	331単位／ 日	243単位／ 日	198単位 ／日	14,295 (13%)
共同生活援助サービス費(III)	世話人の配置 (6:1以上)	583単位／ 日	467単位／ 日	387単位／ 日	298単位／ 日	209単位／ 日	170単位 ／日	12,014 (11%)
共同生活援助サービス費(IV)	体験利用	697単位／ 日	582単位／ 日	501単位／ 日	411単位／ 日	322単位／ 日	272単位 ／日	1,742 (2%)
生活支援員の配置基準(常勤換算)		2.5:1 以上	4:1 以上	6:1 以上	9:1 以上	—		
サービス管理責任者の配置基準		30:1以上						

※ **枠囲み**は指定基準上必要な人員数

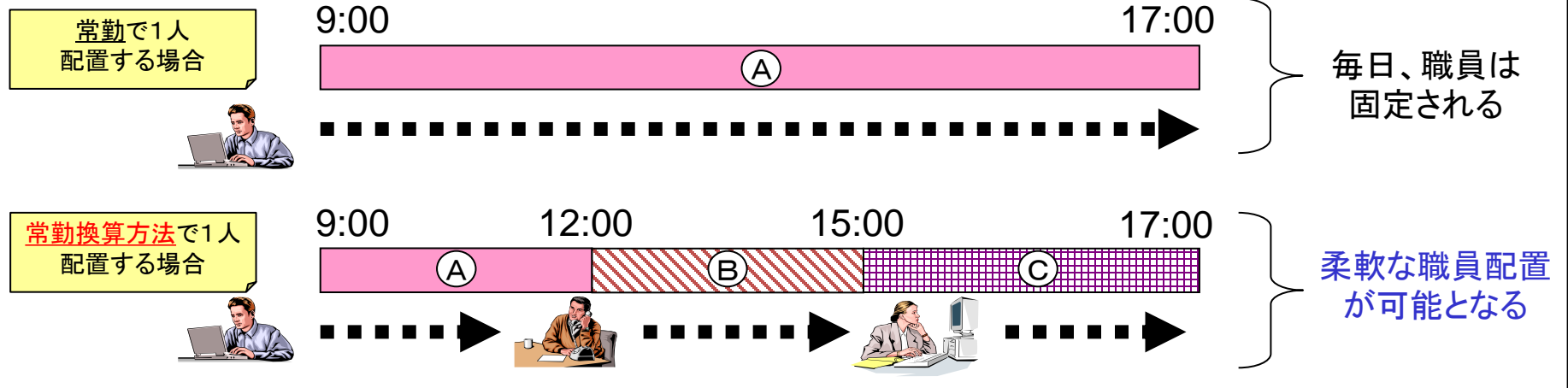
事業所の一週間の従事者(常勤及び非常勤)の勤務延べ時間を、当該事業所の常勤の従事者が勤務すべき時間数で除すことにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

例

$$\frac{\text{(1週間の事業所勤務延べ時間)}}{320\text{時間}} \div \frac{\text{(1週間の常勤の勤務時間)}}{40\text{時間}} = \text{(常勤換算の人数)} = 8\text{人}$$

➡ 当該事業所は常勤換算方法で8人配置していることとなる

常勤と「常勤換算方法」で1人配置する場合の勤務形態の比較

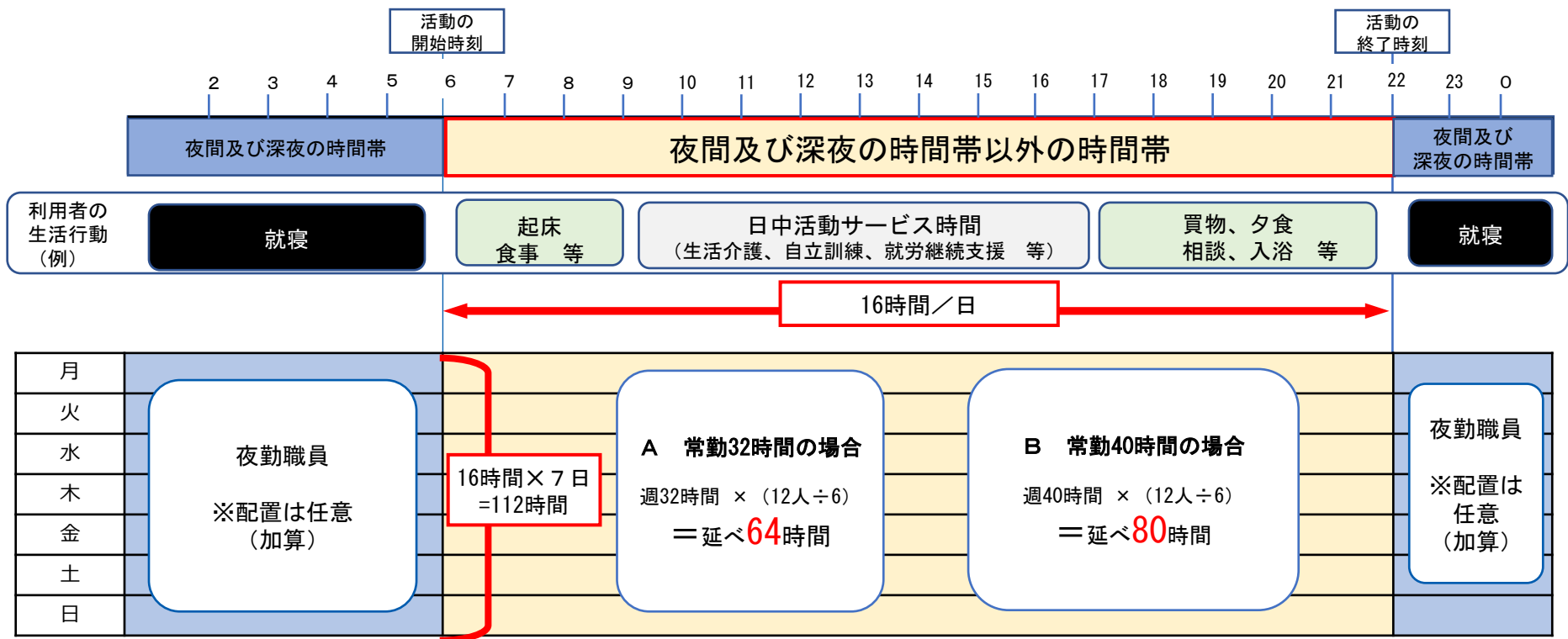


## 共同生活援助における人員配置基準(イメージ)

- 障害者グループホームの人員配置基準は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、常勤換算方法で必要な人員を確保する必要がある。
- 世話人及び生活支援員については、常勤換算方法の仕組みにより、1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数(週所定労働時間)と指定基準上確保すべき人員数を乗じた時間数を確保すれば、人員配置基準を満たすこととなる。

(例) 利用者12人の共同生活援助事業所における世話人(6:1)の人員配置基準

※夜間・深夜帯を22時～6時に設定(事業所ごと任意)



## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果(グループホームにおける経営実態等調査)

図表 276 共同生活援助の事業収入・支出(月平均) 入居者の平均障害支援区分別

※標本数 n は事業所数 ※表数値は 1 事業所あたり平均 額 (単位: 円)		全体[n=786]	2.0未満 [n=173]	2.0以上3.0未 満[n=191]	3.0以上4.0未 満[n=233]	4.0以上5.0未 満[n=128]	5.0以上 [n=61]
令和2年度 (月平均)	事業収入	2,825,371	1,708,701	2,563,898	3,240,049	3,956,479	2,853,625
	事業支出	2,615,345	1,608,913	2,414,696	2,983,221	3,564,532	2,701,016
	うち、人件費	1,719,674	965,935	1,466,068	1,990,937	2,475,533	2,029,207
	収支差	210,026	99,789	149,202	256,828	391,947	152,609
	収支差率	7.4%	5.8%	5.8%	7.9%	9.9%	5.3%
令和3年度上 期(月平均)	事業収入	2,864,653	1,581,302	2,667,475	3,286,439	4,086,654	2,946,438
	事業支出	2,586,061	1,471,508	2,454,502	2,949,345	3,584,370	2,676,502
	うち、人件費	1,733,227	905,950	1,509,283	2,022,808	2,531,600	1,999,257
	収支差	278,592	109,794	212,973	337,093	502,284	269,935
	収支差率	9.7%	6.9%	8.0%	10.3%	12.3%	9.2%
令和3年度収支差の対前年度 比率		132.6%	110.0%	142.7%	131.3%	128.2%	176.9%

※収支差 = 事業収入 - 事業支出

※収支差率 = 収支差 ÷ 事業収入

※令和3年度収支差の対前年度比率 = 令和3年度の収支差 ÷ 令和2年度の収支差

## 日中支援加算

類型	日中支援加算 (I)	日中支援加算 (II)
対象者 及び 単位数	<p>(1) 対象者 1 人の場合            5 3 9 単位</p> <p>(2) 対象者が 2 人以上の場合    2 7 0 単位</p>	<p>(1) 対象者 1 人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分 4 から区分 6 まで    5 3 9 単位</li> <li>・ 区分 3 以下                    2 7 0 単位</li> </ul> <p>(2) 日中支援対象利用者が 2 人以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分 4 から区分 6 まで    2 7 0 単位</li> <li>・ 区分 3 以下                    1 3 5 単位</li> </ul>
算定要件	<p>○ 高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して、個別支援計画に基づき、日中に支援を行った場合に加算（土日休を除く）</p> <p>○ 指定基準に規定する人員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない。</p>	<p>○ 利用者の心身の状況等により日中サービスの利用又は就労することができないときに、個別支援計画に基づき、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が3日以上の場合に3日目以降の期間について加算</p> <p>○ 指定基準に規定する人員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならない。</p>

## 障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究

### 【事業概要】

令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの質の評価のための基準等の作成に関する研究」の成果を活用し、障害者支援施設及び共同生活援助事業における質の確保のための新たな仕組みを試行的に実施し、その実効性等を検証する。

また、共同生活援助について各自治体における質の確保や向上に係る取組についての実態を把握するための調査を行う。

### 【指定課題を設定する背景・目的】

社会保障審議会障害者部会の報告書において、居住系サービスにおける事業運営の透明性を高め、支援の質を確保するための仕組みの導入についての必要性が指摘された。

これを踏まえ、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの質の評価のための基準等の作成に関する研究」において、障害者支援施設及び共同生活援助事業所における介護分野の運営推進会議を参考とした事業者向け手引きを作成中である。この手引きを活用した取組を試行的に実施し、その実効性等を検証することで、今後の議論に資するものとするを目的とする。

また、共同生活援助事業の事業開設者や管理者には研修要件が課されておらず、介護保険の制度も参考にして参入事業者の質を担保すべきとの意見がある。

共同生活援助の質の確保・向上について、自治体によっては事業開始前に説明会等を実施している例もあることから、全国の取組の実態を幅広く把握するとともに、好事例についてはその取組を共有して質の確保を目指す。

## 運営推進会議等の概要

- 各地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにして、事業者による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、自ら設置すべきもの。

対象サービス (介護予防を含む) (※1)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 <b>認知症対応型共同生活介護</b> 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護 療養通所介護(※2) 認知症対応型通所介護
会議の名称	介護・医療連携推進会議	運営推進会議	
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等)、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者 ※介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者(地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等) ※有識者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等も含め、そのサービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べるができる者		
開催頻度	概ね6月に1回以上	概ね2月に1回以上	概ね6月に1回以上(※2)
会議の内容	事業者は、サービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける		
記録の作成と公表	報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表(事業者の義務)		
合同開催について	複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。 i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。		

※1 夜間対応型訪問介護は、対象サービスではない。※2 療養通所介護の開催頻度は、概ね12月に1回。

## 共同生活援助における個人単位での居宅介護等の利用について

重度の障害者が利用する共同生活援助事業所において、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる場合が考えられることから、下記要件のもと、個人単位で居宅介護等の利用を可とする。

### 【対象者】

- ・ 次のいずれかに該当する者
  - (1) 障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護の対象者
  - (2) 障害程度区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
    - ① 共同生活援助(介護サービス包括型)の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
    - ② 共同生活援助(介護サービス包括型)での居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

### 【利用可能な居宅介護等】

- ・ 上記(1)の対象者: 居宅介護又は重度訪問介護
- ・ 上記(2)の対象者: 居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

【個人単位で居宅介護等を利用する場合】

障害区分別 月あたり利用者数(延べ人数) 単位(人)

	区分4	区分5	区分6
介護サービス包括型	354	638	1856
日中サービス利用型	5	42	161

国保連データ令和5年4月

### 【共同生活援助の報酬】

- ・ 世話人の配置及び障害程度区分に応じ、報酬額を適用  
(例) 世話人配置4:1の場合 障害程度区分6の者で444単位/日

### 【共同生活援助の人員配置基準】

- ・ 個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1として算定する。

### 【特例措置の適用期間】

- ・ 令和6年3月31日までの時限措置

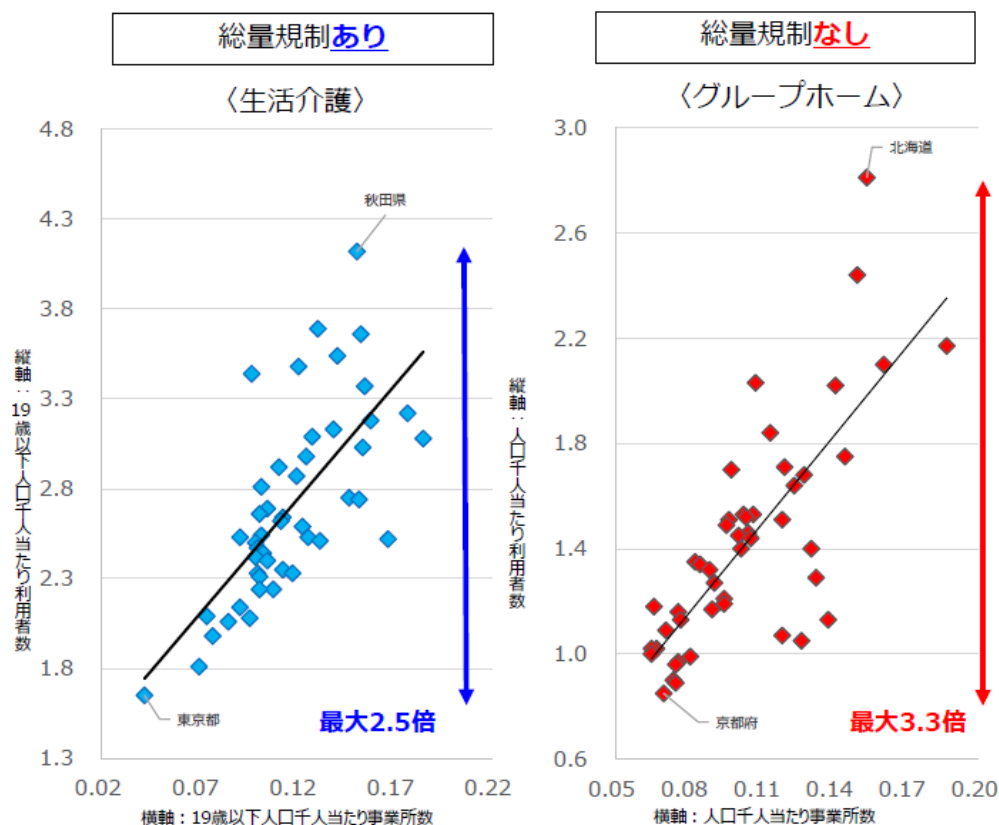


## 障害福祉サービス等の課題①（地方公共団体の関与）

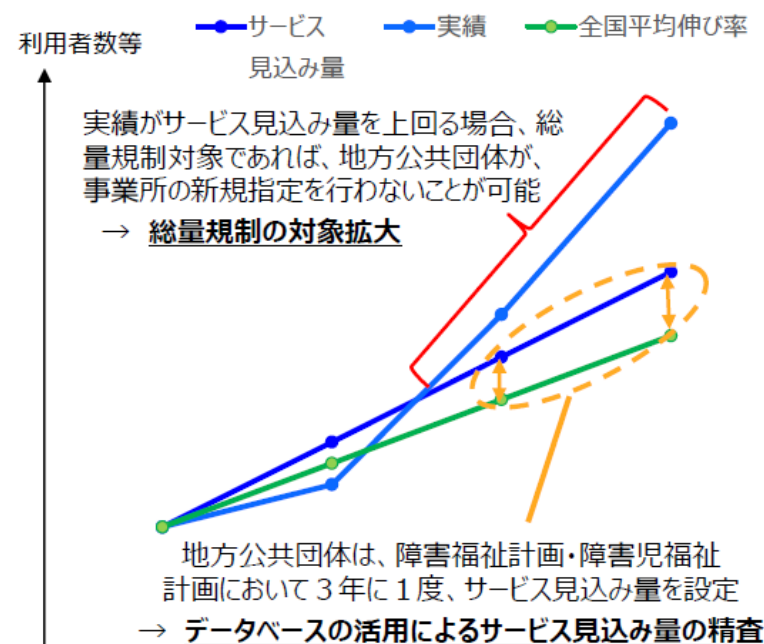
障害福祉

- 利用者数の地域差をサービス別に更に分析すると、総量規制がある生活介護よりも、総量規制がないグループホームの方が地域差が大きい。
- 令和5年度から障害福祉サービスデータベースが本格運用されることを踏まえ、地方公共団体がデータベースを積極的に活用することなどにより、適切なサービス見込み量を設定するとともに、地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うため、総量規制の対象拡大を検討するなど、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。

## ◆都道府県別・サービス別 人口千人当たりの利用者数と事業所数の関係



## ◆地域差縮小方策のイメージ



現在の総量規制対象

- 放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所施設
- 生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

(注) 利用者数・事業所数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局「人口推計(令和4年10月1日現在)」に基づき作成。

## 障害福祉サービス等における総量規制

- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)には、事業所等の指定をしないことができる。

## 対象サービス等

H18年度～ 生活介護、就労継続支援B型、障害者支援施設  
 H29年度～ 就労継続支援A型  
 H30年度～ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

- (1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域  
 における当該サービスの利  
 用(入所)定員の総数



都道府県等の障害者福祉計画・障害児  
 福祉計画において定める、都道府県等が  
 定める区域における当該サービスの必要利  
 用(入所)定員の総数

- (2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

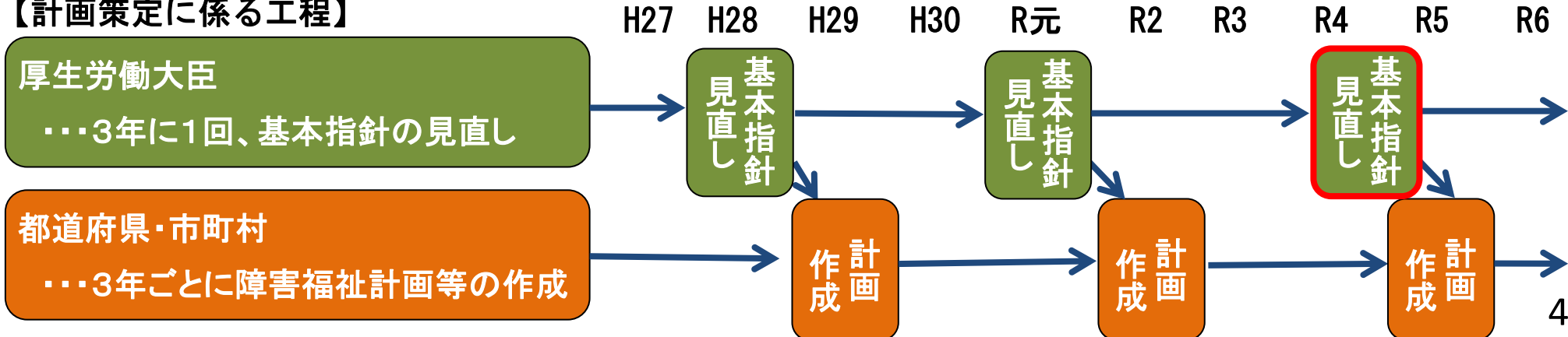
## 基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)を作成するための基本指針は令和5年5月19日に告示

## 【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

## 【計画策定に係る工程】



## 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

## 現状・課題

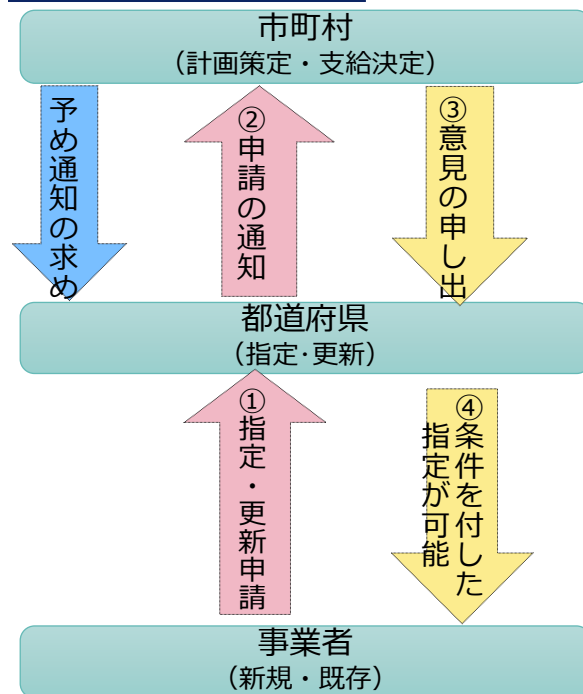
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

## 見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができるとする。

## 見直しのイメージ



## 【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
  - 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
  - 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
  - 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
- \* 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない

※ 指定都市及び中核市は、自ら事業者の指定に際して条件を付することができること等を政令で規定予定。43

## 【論点3】 共同生活援助における食材料費の取扱いについて

### 現状・課題

- 今般、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、報道がなされた。
- 共同生活援助事業者は、指定基準において利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしている。
- 事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者収益とすることについては、共同生活援助の指定基準への違反に該当するとともに、障害者虐待防止法の経済的虐待に該当する可能性がある。これらの状況を受け、令和5年10月20日付で、共同生活援助における食材料費の取扱いについて共同生活援助事業所に対して改めて周知徹底を図るよう、各都道府県・市町村に対し、事務連絡を発出した。

### 検討の方向性

- 同様の事案の再発を防止し、共同生活援助における食材料費に関して一層の透明性を確保する観点から、共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費にかかる記録が含まれることや、食材料費として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示してはどうか。また、実費を徴収できることとしている他の費用（光熱水費、日用品費等）についても、同様の対応をしてはどうか。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)(抄)

## 第四節 運営に関する基準

### 第二百十條の四

- 3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、**次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。**

- 一 **食材料費**
- 二 家賃(略)
- 三 光熱水費
- 四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、**前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。**

第二百十三條の規定に基づき準用する第七十五條 指定療養介護**事業者は**、従業者、設備、備品及び**会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。**

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

## 第十五 共同生活援助

### 3 運営に関する基準

- (3) 利用者負担額等の受領(基準第二百十條の四)

#### ② その他受領が可能な費用の範囲

基準第 210 條の4第3項は、指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、

- ア **食材料費**
- イ 家賃
- ウ 光熱水費
- エ 日用品費
- オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

**の支払を受けることができる**こととし、訓練等給付費等の対象となっている**サービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めない**こととしたものである。

- (23) 記録の整備(基準第 75 條)

指定療養介護**事業所においては**、従業者、設備、備品及び**会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要がある**こと。

# グループホームにおける食材料費の取扱い等について (各都道府県・市町村宛事務連絡)

(論点3参考資料②)

事務連絡  
令和5年10月20日

各 { 都道府県 } 障害保健福祉主管部(局) 御中  
      { 市町村 }

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。)において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス(食事等)の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準(以下「グループホームの指定基準」という。)が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」(同項第5号)にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
地域移行支援係  
電話：03-5253-1111(内線)3045  
mail: [chiiki-ikou@mhlw.go.jp](mailto:chiiki-ikou@mhlw.go.jp)

虐待防止対策係  
電話：03-5253-1111(内線)3149  
mail: [soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
電話：03-5253-1111(内線)3060,3067  
mail: [s-kansashidou@mhlw.go.jp](mailto:s-kansashidou@mhlw.go.jp)

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見①

No	意見の内容	団体名
1	○共同生活援助において、一人暮らしの準備を前提としたグループホームか否かを事業者が選定できるようにする必要がある。	全国地域で暮らそうネットワーク
2	○自立生活を送る上でGHは住まいの場として最適であるが、現在の3種類のGHでは重度障害者に対応できる世話人配置基準といえず、看護師等の報酬加算はその場しのぎの感があり、継続して勤務できる人件費(報酬)が必要であるとともに、GHへの重度訪問介護を認めない自治体があることも大きな課題である。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
3	○GHについては、平成30年度に制度化された日中サービス支援型の設置が進んでおらず、設置されている地域でも強行の人が受入れ拒否される事例が報告されているなど、本来の目的を果たせていない。GHにおける重度障害者の受入れを抜本的に拡充するため、支援区分4以上の報酬単価を思い切って引き上げるべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
4	○重度の身体障害者・重複障害者の地域移行が進むよう、個人単位でのホームヘルプ利用を恒久的な制度として見直していただきたい。	全国身体障害者施設協議会
5	○共同生活援助における、施設外への同行支援について、基本報酬外に対応に応じた個別算定とするよう、加算の新設を要望。	日本精神科病院協会
6	○精神障害者地域移行特別加算について、退院後1年間の算定可能期間を延長を要望。	日本精神科病院協会
7	○福祉専門職員配置等加算（Ⅰ、Ⅱ）について、有資格者の配置に関する算定基準を緩和を行うべき。	日本精神科病院協会
8	○自立生活支援加算について、利用者のニーズに合わせた算定要件の緩和を行うべき。入居中、退去後を問わず複数回算定可能等の柔軟な運用を可能にすべき。	日本精神科病院協会
9	○夜間支援等体制加算について（Ⅳ・Ⅴについて）一つの共同生活住居に複数の夜間支援従事者を配置している場合にも、加算Ⅳ・Ⅴを算定できるようにしてほしい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
10	○個人単位の居宅介護利用の恒久化と、サービス併用時の仕組みを見直してほしい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会



## 関係団体ヒアリングにおける主な意見②

No	意見の内容	団体名
11	○基本報酬の大幅な増額と、人員配置を手厚くした事業所を評価するような仕組みを検討いただきたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
12	○日中支援加算、入院時支援加算、帰宅時支援加算を初日から算定して頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
13	○夜間支援等体制加算の報酬算定方法を、以前のように「夜勤」か「宿直」であるかという部分に着目し、「夜勤」の場合（Ⅰ）には、障害支援区分で差を設けることはせず、共同生活住居ごとに夜勤者1人（とその整数倍）分の人件費が出る仕組みに戻して頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
14	○夜間支援等体制加算Ⅳの単価を、引き上げて頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
15	○重度障害者支援加算について、外部サービス利用型でも加算算定できるようにして頂きたい。 また、現在は認められていない、個人単位の居宅介護利用と同日に算定できるようにして頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
16	○個人単位の居宅介護利用に関して、報酬が一律に減算されているが、居宅介護の利用時間に応じて減算されるような仕組みを検討頂きたい。個人単位の居宅介護利用と重度障害者支援加算を同日でも利用できるように。また、日中支援加算についても、ホームヘルプサービスを利用していない時間帯であれば算定できるようにして頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
17	○障害のグループホームの入居者の高齢化が進んできており、本人の権利として看取り支援を希望し暮らしを継続する場合に対応できるように、看取り支援加算を創設して頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
18	○看護職員配置加算について、現在の報酬では一人分の人件費にならないため、単価を見直して頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
19	○通院介助の要件の見直しと、グループホームにおいての通院支援をした場合の加算の創設して頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
20	○共同生活援助事業は生活の基礎的部分を総合的に支える機能をもつ特性があることから、新規参入、事業指定に係る要件を強化する必要がある。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見③

No	意見の内容	団体名
21	○新規開設事業所を育てる仕組みをつくって頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
22	○既存事業所の支援の質を高める方策が必要。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
23	○個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置を恒久化。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
24	○個人単位で居宅介護を利用する場合の条件について、区分4以上ではなく、サービス等利用計画において、必要性が認められる場合において等とし、どのような方でも利用が可能となるようにして頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
25	○サテライト型を利用している方に関しては、その後の一人暮らしなども想定した暮らしを経験するために、家事援助なども含む居宅介護の利用を認めて頂きたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
26	○グループホームの集約化、大規模化をなくすような方策を検討頂きたい。大規模住居等減算の比率の見直しも必要。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
27	○技能実習生が障害者グループホームでも夜勤が可能となる為の仕組みの検討。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
28	○グループホームについては、新しい事業所が数多くできてきているが、身体障害者が入居できる環境整備の立ち遅れがあり、また、介助を必要とする方、区分5、6の方が入居できるグループホームが少ないこと等がある。身体障害者が入居できるグループホームを増やすためにも車いす対応等のバリアフリー化に対する補助の見直しが必要。	日本身体障害者団体連合会
29	○重度者等への適切な支援の提供と、シンプルで分かりやすい制度とするため世話人を生活支援員に統一する、日中サービス支援型については夜間支援体制加算や日中支援加算を整理し、介護サービス包括型に統合整理するとともに介護給付としてはどうか。但し、日中サービス支援型の類型が整理されない場合にあっては、本類型の報酬が夜間支援体制加算と日中支援加算を加えた介護サービス包括型の報酬を下回っており、本類型が重度障害者支援を担う大きな役割が期待される資源であることから適正な報酬設定とする。 なお、日中の支援については、日中活動に通うことを前提とし、高齢者や病気などの理由により、就労や日中系サービスを利用することが日常的に困難な人の日中支援に限り、サービス等利用計画への記載および支給決定を経た上でグループホームにて支援を行うこととするなど、本人のニーズに基づきサービス等利用計画と各事業所の個別支援計画が連動した支援が行われる仕組みとするとともに、現在の協議会における意見聴取だけでなく一定の要件を設定すべき。	日本知的障害者福祉協会
30	○一人暮らしを支援する新たな類型について、単独の類型だけではなく既存のホームを活用する等、本人の意思決定が最大限尊重され、そのニーズをかなえる様々なアプローチを行える仕組みとしてはどうか。	日本知的障害者福祉協会

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見④

No	意見の内容	団体名
31	○グループホームに、新たに「休日支援加算」を創設し、日中に必要な職員を配置できる報酬体系として、休日の日中にも必要な支援を受けることができるようにして頂きたい。	日本自閉症協会
32	○利用者の希望とニーズを踏まえた上で、一人暮らし等の自立生活に対する支援や、相談に対する評価を、アウトカム評価も盛り込んだ上で拡充を検討頂きたい。	全国介護事業者連盟
33	○自立生活への支援（通過型）について、利用者の希望とニーズを踏まえた上で、一人暮らし等の自立生活を希望に対する支援や、相談に対する評価を、自立に向けた住まい探しへの支援や、在宅支援・在宅看護サービスの環境整備など、地域連携に対する評価を加算創設含めて検討頂きたい。	全国介護事業者連盟
34	○強度行動障害や医療ニーズの高い利用者に対する評価について、現場での負担を考慮し、現状より軽度な利用者に対する評価拡充を検討頂きたい。	全国介護事業者連盟
35	○大規模GHへの規制が必要。	DPI日本会議
36	○共同生活援助における精神障害者に対する障害支援区分の在り方、夜間支援体制加算の設定について検討をお願いしたい。	全国精神障害者地域生活支援協議会
37	○共同生活援助における大規模住居など減算の減算率を上げる検討をお願いしたい。	全国精神障害者地域生活支援協議会
38	○共同生活援助における利用期限を設けた共同生活援助事業（グループホーム）の創設については、卒業者の地域生活が安定する仕組みとグループホームの経営安定化について検討して頂きたい。	全国精神障害者地域生活支援協議会
39	○精神障害者は、その障害特性から障害支援区分が上がりやすく、多くの支援を必要としている利用者にとって必要な支援を受けられるグループホームへの入所は難しい場合が多い。外部サービス利用型のグループホームでは単価が低く、支援をする専門職員を雇用する余裕もなく、その結果受け入れることが出来ない状況がある。現行の障害支援区分の判定基準の見直しとともにグループホームの機能を充実させるためにも、外部サービス利用型の報酬単価の見直しをして頂きたい。	全国精神障害者福祉事業者協会
40	○近年、様々な事業者が共同生活援助事業に参入しているが、支援をする職員体制がサービス管理責任者のみで、他は無資格の非常勤職員で運営している事業所も散見される。事業所によっては8割が精神保健福祉士等の資格者で専門性を高めた支援を行っているが、「福祉専門職員配置等加算1」を算定しても月額3万円程の（定員11名）の増加しかならず、有資格者を配置して手厚い支援をしている事業所については、職員体制と質に見合う報酬としていただきたい。	全国精神障害者福祉事業者協会

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見⑤

No	意見の内容	団体名
41	○令和6年4月に施行が予定されている障害者総合支援法においては、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等希望する人に対する支援策が盛り込まれているが、現在グループホームで暮らしている人が一般アパートに移ることを希望しても経済的な理由から居住の場としてグループホームを選択することも考えられるため、現在グループホームに限定されている家賃助成を一般アパート等に移行した場合も家賃助成の継続ができるようにしていただきたい。また、移行時にかかる初期費用を支給する制度についても検討していただきたい。	全国精神障害者福祉事業者協会
42	○入居者の精神的な支援を行う際に、その目的や方法、結果を記録し、評価する仕組みを作る必要がある。また、職員の研修や相談体制を充実させるとともに、その効果を検証する仕組みを導入する必要がある。	全国精神保健福祉会連合会
43	○基本単価や夜間の加算の基準を見直し、適正な運営費用や職員の処遇を確保する必要がある。また、地域との連携や協働を促進するためには、グループホームと地域社会との情報交換や相互理解を深める取り組みを推進する必要がある。	全国精神保健福祉会連合会
44	○65歳以上又は障害支援区分4以上の利用者が、グループホームで安定した生活を送るために日中支援加算Ⅰで土曜・日曜・国民の休日（祝日）も算定可能とすることを求める。	全国地域生活支援ネットワーク
45	○大規模共同生活援助の大幅な減算をしてほしい。	全国自立生活センター協議会（同旨：DPI日本会議、全国精神障害者地域生活支援協議会）